

平成23年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 財 政 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成24年2月6日 (広島市監査公表第4号)
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成26年5月27日 (広財財第13号)
- 4 監査のテーマ  
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 収入未済・債権について 収入未済・債権総論について 単年度融資について (所管課：財政局財政課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>地方公共団体では第三セクター等の支援のために、短期貸付けを反復かつ継続的に行うことがある。このような短期貸付金は、実質的には広島市からの長期の貸付けが行われているとみなされるべきものである。また、広島市の会計年度末の財政状態を適正に表示するためには、このような単年度融資は本来長期貸付けにより対応すべきものであると考える。</p> <p>この点、技術的な助言にとどまるものの、総務省より以下の通知が出されており、広島市においても早期の対応が望まれる。</p> <p>(参考)</p> <p>第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に行う方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。</p>	<p>ア 本市がこれまで反復かつ継続的な短期貸付けを行っていた第三セクター等5団体のうち、株式会社広島市産業情報サービスについては平成24年2月に、広島市土地開発公社については平成25年3月に、それぞれ第三セクター等改革推進債を活用して団体を解散したことにより短期貸付けを解消した。</p> <p>イ また、一般財団法人広島市都市整備公社への学校施設の先行建築費用に対する貸付金については、平成25年度2月補正予算で同公社が先行建築した学校施設を本市が全て取得する措置を行ったことにより、平成25年度末で短期貸付けを解消した。</p> <p>ウ 残る2団体については、広島高速交通株式会社は、同社が公共交通機関として高い公共性を有していることを踏まえ、同社が策定した経営健全化計画に対する本市の支援策として、日本政策投資銀行からの借入額を一括返済するための資金を平成15年から無利子による短期貸付金として貸し付けることにし、借入先を本市に一本化するとともに、平成25年度まで毎年度5億円ずつ減額した上で貸付けを行ってきた。この短期貸付けに係る予算及び年度末に同社が民間金融機関から短期的に借り入れる資金の損失補償については、毎年度議会の議決を受けて</p>

いる。

同社は、平成24年度決算において単年度黒字を計上し、今後も黒字を継続する見込みであるが、更なる経営の合理化を図るため経営改善計画を策定することとし、計画を策定するに当たって平成25年11月に同社から本市に対して借入金の返済方法を変更してほしい旨の要請があった。

本市としては、行政としての責任を放棄することなく、早期に同社の経営を健全化させるための道筋を付ける必要があることから、要請のとおり同社に有利子で貸し付けている長期貸付金を優先して返済させることとし、無利子の短期貸付金の減額は当面行わないこととする支援を平成26年度から行うことを決定し、これに係る予算の議決を受けた。

短期貸付けを長期貸付けに切り替えるためには、本市が長期貸付けを行うための資金を調達する必要があるが、財源の確保が困難なこと、また、多額の資金調達コストを伴うことから、その見直しは困難である。

本市は、同社の安定的な経営を持続させるためにも、今後とも同社と一体となって着実に経営改善を実施していくこととしている。

エ 公益財団法人広島市文化財団については、同財団が運営する広島サンプラザでの婚礼・宿泊等事業に対する運転資金の融資を民間金融機関から受けることができないため、本市がその運転資金について短期貸付けを行っているものである。当該事業の在り方については、現在、本市と同財団において検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえた上で、短期貸付けの取扱いについても改めて検討することとしている。

オ このようなことから、第三セクター等に対する短期貸付けを即時に全て解決することは困難であるが、現段階で本市として可能な措置は講じている。

(2) 基金について ア 基金総論について ア) マニュアル類の整備について (所管課：財政局財政課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>広島市は基金運用方針として、平成19年11月に会計室より発表された「広島市におけるペイオフ解禁への対応方策」を定めている。同方策は地方自治法に従ったものであり、また、広島市はこれに従った運用を行っているが、実務上の指針となるマニュアル類は整備されていない。実務上の指針を文書として明示することが望ましく、広島市は業務手順等を記載したマニュアル類を整備することが望ましい。</p>	<p>基金運用に関する実務上の指針、業務手順等を記載した「基金運用実務マニュアル」を、平成26年3月18日に作成した。</p>

(イ) 基金の必要性及び存続意義について (所管課：財政局財政課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>広島市の基金には広島市土地開発基金のように財源の本来の事業への充当が極めて少ない基金や広島市環境保全事業基金の当初設置分（4億円）のように運用益が低額なため小規模な事業にしか充当できない基金がある。また、今回、直接の検討対象とはしていないが、基金残高が100万円未満で推移し、事業への充当が十分に行えないような存続意義に懸念のある基金もある。</p> <p>広島市においては財政健全化計画を策定し、また、将来的な財源不足が議論される場面もあることから、本来の目的使用が行われていない基金や小規模な事業にしか充当できない基金について、基金存続の必要性及び基金残高の適正性について検討することが望まれる。</p>	<p>設置後の社会経済情勢の変化から、将来にわたって、その存続意義そのものが薄れている広島市土地開発基金については、廃止することを検討する。</p> <p>また、その他の基金については存続させる必要があり、そのうち事業に必要な運用益を十分確保できない基金及び残高が少額で事業への充当が十分に行えない基金については、財政状況を踏まえつつ、積み増しなどの対応を検討する。</p>

イ 個別制度について

基金で保有する土地の早期取得について（所管課：財政局財政課）

監 査 の 意 見

対 応 の 内 容

広島市土地開発基金で先行取得した土地については、まずは、一般会計等での再取得の可能性を検討し、再取得の見通しが立たないものについては、必要に応じ、先行取得時の目的以外での処分も含め、検討することが望まれる。

さらに、同基金は、もともとは高度経済成長期において、土地価格は将来的に高騰すると想定された時代背景をもとに設置された基金である。現状として、同基金は新たな用地の先行取得に活用されず、財源不足を補うための一般財源としての活用もされている。であるならば、近年の社会経済情勢等を考慮し、同基金を存続すべきかどうかの検討をする時期にきていると考える。

財政運営方針（平成24年度～平成27年度）に基づいて、平成26年度当初予算において広島市土地開発基金の現金部分の取崩しを予定しており、その全額を取り崩した時点で、当該基金の廃止について検討する。

先行取得した土地については、担当課への所管替えなどによる処分を検討していく。

平成23年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(道路交通局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成24年2月6日（広島市監査公表第4号）
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成26年5月23日（広道都第18号）
- 4 監査のテーマ  
未収金，貸付金，出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について（債権管理に関する事務を含む。）
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島高速交通株式会社 経営改善スキームの検証について（所管課：道路交通局都市交通部）	
監査の意見の要旨	対 応 の 内 容
<p>経営改善スキームは平成15年3月の策定から既に8年を経過しているが、どのような場合に見直しが必要かについては明確にされていない。融資期間は長期に及ぶため、経営改善スキームは定期的な見直しが必要と考える。また、スキームの前提、例えば沿線地域の開発状況や人口動態に大きな変動が生じた場合にスキームの見直しが必要になるものと考ええる。</p> <p>広島市の指導調整団体であり、かつ、重要な融資先であることから、広島市が主導して経営改善スキームをどういう場合に見直すか(例えば3～5年ごとに定期的に点検を行うことその他、スキームの前提が大きく変動する場合等)を明確にすることが望まれる。</p>	<p>広島高速交通株式会社は、将来にわたり安定した経営を行うため、本市の指導調整の下、前回の経営健全化計画に引き続き、新たに経営改善計画を策定することとした。</p> <p>同計画の策定に際し、資金の見通しを検証したところ、将来的には、同社の増収策や白島新駅の増益効果などにより、本市からの貸付金を返済できる見込みとなった。その一方で、列車の安全運行に不可欠な運行管理システム等の設備を更新する必要が生じることから、一時的に平成26年度に資金不足の発生が見込まれた。</p> <p>こうしたことから、当面の資金不足を回避するため同社と協議し、同計画を平成26年1月に策定するとともに、本市における従来の経営改善スキームを見直し、貸付金の返済方法の変更を行った。</p> <p>また、同計画では、同社において事業の実績や増益効果の定量的・定性的な検証を定期的に行うことを明記しており、今後、本市としては、この定期的に行われる検証の結果を踏まえ、計画どおりの増益効果が得られない状況の発生や予期せぬ設備改修等の突発的な費用負担を要する事態の発生などにより、同社の借入金償還計画の大幅な変更の必要性が認められる場合に経営改善スキームを見直すことにしている。</p>